

○伊予市なかやま交流促進センター条例施行規則

平成 19 年 3 月 29 日規則第 32 号

改正

令和 3 年 3 月 30 日規則第 20 号

伊予市なかやま交流促進センター条例施行規則

伊予市なかやま交流促進センター条例施行規則（平成 17 年伊予市規則第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊予市なかやま交流促進センター条例（平成 19 年伊予市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間の変更）

第 2 条 指定管理者は、条例第 6 条ただし書の規定により、なかやま交流促進センター（以下「交流促進センター」という。）の利用時間を変更しようとするときは、利用時間変更申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（休館）

第 3 条 指定管理者は、条例第 7 条ただし書の規定により、交流促進センターを臨時に休館しようとするときは、休館承認申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

（利用許可の申請等）

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、交流促進センターの利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、交流促進センターの利用を許可したときは、利用許可書（様式第 4 号）を交付するものとする。

（模様替え）

第 5 条 条例第 10 条第 2 号ただし書の規定により、交流促進センターの模様替え等の承認を受けることができる場合は、交流促進センターを損傷しない程度のものであって、やむを得ないと認められるものに限るものとする。

2 指定管理者は、交流促進センターの模様替えの承認を受けようとするときは、模様替え承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の承認申請等)

第6条 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により、交流促進センターの利用料金を定めようとするときは、利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用料金承認書（様式第7号）を交付し、承認するものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、条例第12条の規定により、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を、減額又は免除（以下「減免」という。）することができる。

(1) 交流促進センターを保養施設として指定したものの職員及びその家族が宿泊するとき。

(2) 15人以上で宿泊するとき。

(3) 災害等利用者の責めに帰することができない理由により、交流促進センターの全部又は一部の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減額・免除申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を、承認・不承認決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条ただし書の規定により、利用料金を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第9条の規定により、交流促進センターから退去を命じたとき。

(2) 災害その他利用者の責めによらない理由により、交流促進センターの全部又は一部の利用ができなくなったとき。

(違約金の免除)

第9条 条例第14条ただし書の規定により、違約金を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他利用者の責めによらない理由により、交流促進センターの利用ができ

なくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

(遵守事項)

第10条 交流促進センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 指定管理者の許可を受けないで行商又は募金その他これに類する行為をしてはならないこと。

(2) 建物その他工作物、設備等を損壊又は汚損するおそれがある行為をしてはならないこと。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品、動物の類を携帯若しくは持ち込んで서는ならないこと。

(4) 附属設備、備品類等を許可なく施設の外に持ち出してはならないこと。

(5) 衛生、風紀又は保安を害し、交流促進センターの管理上障害となる行為をしてはならないこと。

(6) その他指定管理者が指示した事項に反する行為をしてはならないこと。

(管理報告)

第11条 条例第3条の規定に基づき、交流促進センターの指定管理者に指定された者は、四半期毎に、次に掲げる事項について市長に報告しなければならない。

(1) 利用区分毎の利用状況と利用者数

(2) 損益の状況

(3) その他市長が必要と認め報告を指示した事項

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊予市なかやま交流促進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年3月30日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

交流促進センター利用時間変更申請書

年 月 日

伊予市長 様

指定管理者

所在地

名称

代表者名

交流促進センターの利用時間を変更したいので、次のとおり申請します。

施設名	変更前の利用時間	変更後の利用時間	変更の時期
	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	年 月 日から
	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	年 月 日から
	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	年 月 日から
	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	年 月 日から

年 月 日付けで申請のあった交流促進センターの利用時間の変更については、申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者

名称

代表者名 様

伊予市長

印

様式第2号（第3条関係）

交流促進センター休館承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

指定管理者

所在地

名称

代表者名

交流促進センターを臨時に休館したいので、次のとおり申請します。

1 休館する日（期間）

年 月 日（～ 年 月 日まで）

2 休館する理由

年 月 日付けで申請のあった交流促進センターの休館については、申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者

名称

代表者名 様

伊予市長



様式第3号（第4条関係）

交流促進センター利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

名 称

代表者名 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代 表 者 名）

交流促進センターを利用したいので、次のとおり申請します。なお、利用に当たっては、交流促進センターの管理に関する諸規定を守ります。

利 用 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分から 年 月 日 午前 午後 時 分まで							
利 用 施 設								
利 用 目 的								
利 用 予 定 人 員	大人 人 子供 人 計 人							
審 査 の 結 果	許可 不許可		利用料金					円

様式第4号（第4条関係）

交流促進センター利用許可書

年 月 日

氏名（名称） 様
（代表者名）

指定管理者

名 称

代表者名

印

年 月 日付けで申請のあった交流促進センターの利用については、次のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分から 年 月 日 午前 午後 時 分まで
利 用 施 設	
利 用 目 的	
利 用 予 定 人 員	大人 人 子供 人 計 人
利 用 料 金	円
許 可 条 件	1 施設の設置目的以外に利用しないこと。 2 施設の利用にあたって発生した事故は、利用者において処理すること。 3 施設の利用中に、施設又は設備に損傷を与えた場合は、利用者において原状に復すること。 4 利用後、必ず指定管理者の検収を受けること。 5 その他交流促進センター管理の諸規定を遵守すること。

様式第5号（第5条関係）

交流促進センター模様替え承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

指定管理者

所在地

名称

代表者名

交流促進センターの模様替えをしたいので、次のとおり申請します。

施設名	
模様替えの理由	
模様替えの内容	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 設計図及び配置図等を添付すること。

年 月 日付けで申請のあった交流促進センターの模様替えについては、
申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者

名称

代表者名 様

伊予市長



様式第6号（第6条関係）

交流促進センター利用料金承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

指定管理者

所在地

名称

代表者名

交流促進センターの利用料金を定めたいので、次のとおり申請します。

1 客室利用料金

利用区分	大人 (1人)	大人 (2人以上)	小学生	小学生未満	適用の時期
通常期	円	円	円	円	年 月 日から
繁忙期	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
休息料	円	円	円	円	

2 研修室利用料金

区分	大広間 (49畳)	中広間 (28畳)	小広間 (21畳)	和室 (8畳)	適用の時期
基本利用料金	円	円	円	円	年 月 日から
割増利用料金	円	円	円	円	

3 休憩室及び浴場利用料金

区分	単 位	利用料金	適用の時期
中学生以上	1人1回当たり	円	年 月 日から
小学生以下	1人1回当たり	円	

4 備品利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金
麻雀	一組	円

様式第7号（第6条関係）

交流促進センター利用料金承認書

年 月 日

指定管理者

名 称

代表者名 様

伊予市長

印

年 月 日付けで承認申請のあった利用料金については、次のとおり承認します。

1 客室利用料金

利用区分	大人 (1人)	大人 (2人以上)	小学生	小学生未満	適用の時期
通常期	円	円	円	円	年 月 日から
繁忙期	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
休息料	円	円	円	円	

2 研修室利用料金

区分	大広間 (49畳)	中広間 (28畳)	小広間 (21畳)	和室 (8畳)	適用の時期
基本利用料金	円	円	円	円	年 月 日から
割増利用料金	円	円	円	円	

3 休憩室及び浴場利用料金

区分	単 位	利用料金	適用の時期
中学生以上	1人1回当たり	円	年 月 日から
小学生以下	1人1回当たり	円	

4 備品利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金
麻雀	一組	円

様式第8号（第7条関係）

交流促進センター利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者

名 称

代表者名 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代 表 者 名）

交流促進センター利用料金について、減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 施 設	
申 請 の 理 由	
利 用 料 金 の 区 分	
減額等を受けようとする利用料金の額	円
備 考	

備考 必要に応じて提出書類の説明を求める場合がある。

様式第9号（第7条関係）

交流促進センター利用料金減額・免除承認・不承認決定通知書

年 月 日

申請者

氏名（名称） 様

（代表者名）

指定管理者

名 称

代表者名

印

年 月 日付けで申請のあった利用料金の減額・免除については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 承認 ☐ 不承認		
減 免 の 区 分	☐ 免除 ☐ 減額		
利 用 施 設			
決 定 金 額	円	減 免 率	%
不承認の理由			